

## 学校感染症による出席停止について

下記学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法施行規則により、医師の許可があるまで出席停止とします。

なお、感染の恐れがなくなり登校するにあたっては、下記の治癒証明書を記入していただき、登校時に必ず持参し、学校へ提出してください。

## 出席停止の基準

分類	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マルburg病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パルチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病（群馬県では定めていません）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

## 【注意】

- ・インフルエンザの場合は、別書式「インフルエンザ療養報告書（保護者記入）」をお使いください。
- ・新型コロナウイルス感染症の場合は、別書式「新型コロナウイルス感染症療養報告書（保護者記入）」をお使いください。

## 治癒証明書

群馬県立渋川高等学校長

年 組 番 氏名

上記の生徒は、学校感染症（ ）のため、出席停止となっておりますが、感染の恐れがなくなりましたので、登校してよいと思われま

出席停止期間 月 日 ～ 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印